

#	シール・ライセンス規約 Version 4.0	シール・ライセンス規約Version 6.0	変更/削除
1	このシール・ライセンス規約(以下「本規約」といいます)は、日本ペリサイン(以下に定義します)との規約の締結において利用者が代表する事業体(以下「利用者」といいます)との間で締結されます。本規約は、ペリサイン(以下に定義します)のシールの使用に際して利用者に適用される条件を定めるものです。「ACCEPT(同意する)」をクリックするか、ペリサインのシールを使用することにより、利用者は、本規約を締結し、本規約に基づくその義務を完全に履行する権限があることを表明および保証し、本規約の一方の当事者となり、かつ、本規約の規定に拘束されることに同意します。本規約に同意しない場合、シールのインストールまたは表示を行わないでください。	このシール・ライセンス規約(以下「本規約」といいます)は、日本ペリサイン株式会社(以下「ペリサイン」といいます)と本規約の締結を行う者が代理する事業体(以下「利用者」といいます)の間で締結されます。本規約は、シールの使用に際して利用者に適用される条件を定めるものです。「ACCEPT(同意する)」をクリックするか、シールを使用することにより、利用者は、本規約を締結し、本規約に基づくその義務を完全に履行する権限があることを表明および保証し、本規約の一方の当事者となり、かつ、本規約の規定に拘束されることに同意します。本規約に同意しない場合、シールのインストールまたは表示を行わないでください。	変更
2	第1条 定義	第1条 定義 「申請」とは、本サービスへ登録するために行うペリサインへの依頼をいいます。	変更
3	#N/A	「ペリサインのサービス」または「本サービス」とは、ペリサインまたはシマンテックのシール、および同シールの利用の開始から終了までペリサインが実行する関連業務、ならびに、該当する場合は、シールに関連して提供されるその他のセキュリティサービスで、本サービスに関する公表された資料においてシールの表示が条件となっているものをいいます。	変更
4	#N/A	「Symantec Trust Standard」とは、シールの表示が条件となっているウェブサイトの信頼性とセキュリティが適切な水準にあることを示すために、ペリサインおよびシマンテックにより確立および実施されている認証基準をいいます。	変更
5	「知的財産権」とは、登録および未登録のアメリカ国内外における著作権、営業秘密、トレードドレス、[商標]、商号、[社名]、ロゴ、発明、特許、出願特許、ソフトウェア、ノウハウおよびその他(あらゆる種類および性質の)知的財産権および財産権などを含む、あらゆる無形財産に関する既知の権利または今後存続する権利をいいます。	「知的財産権」とは、登録および未登録のアメリカ国内外における著作権、営業秘密、商標、商号、ロゴ、発明、特許、出願特許、ソフトウェア、ノウハウおよびその他(あらゆる種類および性質の)知的財産権および財産権などを含む、あらゆる無形財産に関する既知の権利または今後存続する権利をいいます。	変更
6	#N/A	「リボトリ」とは、利用者がシールを申請したウェブサイトのホームページからアクセス可能なリボトリのリンクから入手できる各種の資料をいいます。	変更
7	「再販売業者」とは、インターネット・サービスプロバイダ、システム・インテグレータ、ウェブホスティング、アプリケーション・サービスプロバイダなど再販売目的で日本ペリサインのサービスを受ける事業体をいいます。	「再販売業者」とは、インターネット・サービスプロバイダ、システム・インテグレータ、ウェブホスティング、テクニカル・コンサルタント、アプリケーション・サービスプロバイダなど再販売目的でペリサインのサービスを受ける事業体をいいます。	変更
8	「シール」とは、ウェブサイトに於いて表示するためのペリサインの商標の特徴を表す電子画像をいいます。画像は、利用者またはその団体が日本ペリサインのサービスの提供を受けていることをウェブサイトに表し、訪問者が画像をクリックすると、スプラッシュページが表示されます。	「シール」とは、利用者のウェブサイトに於いて表示するためのペリサインまたはシマンテックの商標の特徴を表す電子画像をいいます。画像は、利用者またはその団体がペリサインのサービスの提供を受けていることをウェブサイトに表し、訪問者が画像をクリックすると、スプラッシュページが表示されます。	変更
9	「サービス」とは、ペリサインのシールおよび日本ペリサインが実施するペリサインのシールの利用の開始から終了までの関連する全ての業務、ならびに、該当する場合、シールに関連して提供されるその他のセキュリティサービスで、サービスに関する公表された資料においてシールの表示が条件となっているものをいいます。	#N/A	削除
10	「サービス規約」とは、日本ペリサインのサービスについて定める規約をいいます。	「サービス規約」とは、ペリサインのサービスについて定める規約をいいます。	変更
11	「スプラッシュページ」とは、ペリサインが作成およびホスティングするウェブページであり、訪問者がシールをクリックすると表示されます。このウェブページは、利用者が購入した日本ペリサインのサービスが何であるか、および当該サービスが現在有効かどうかを表示します。	「スプラッシュページ」とは、訪問者がシールをクリックすることにより表示される、ペリサインが作成およびホスティングするウェブページをいいます。このウェブページは、利用者が購入したペリサインのサービスが何であるか、および当該サービスが現在有効かどうかを表示します。	変更
12	「利用者のウェブサイト」とは、利用者が所有もしくは管理するウェブサイト、または利用者の使用する権利が日本ペリサインの満足する内容にて利用者により証明されたウェブサイトです。	「利用者のウェブサイト」とは、利用者が所有もしくは管理するウェブサイト、または利用者の使用する権利がペリサインの満足する内容にて利用者により証明されたウェブサイトです。	変更
13	第2条 ライセンスおよびライセンスの制限 2.1 日本ペリサインは、本規約の有効期間中、本規約の規定に従って利用者である団体が日本ペリサインの顧客であることを明確にすることのみを目的として、シールをダウンロードおよびインストールし、利用者のウェブサイトにシールを表示するための非独占的、譲渡不能で、サブライセンス不可能なライセンスを利用者に許諾します。利用者のサービスの登録において提供されている登録情報が不正確であるか変更された場合、または、利用者の団体名もしくはドメイン名の登録に変更があった場合、利用者は日本ペリサインに直ちに通知することが必要です。当該通知を受領した場合、日本ペリサインは、通知を受けたシールを失効させ、訂正したシールを発行することができます。日本ペリサインは、利用者がシールを表示するための条件となるペリサインの認証基準を満たしていない場合、日本ペリサインの満足する内容にて治癒されるまでの間、いつでも利用者のシールを停止することができます。	第2条 ライセンスおよびライセンスの制限 2.1 ペリサインは、利用者の登録情報、またはウェブサイト上のドメイン名に対する利用者の権利の正当性をペリサインの認証基準により確認できた場合にのみ、本サービスを提供します。利用者の申請が承認された場合、ペリサインは、本規約の有効期間中につき、シールをダウンロードおよびインストールし、利用者のウェブサイトにシールを表示するための非独占的、譲渡不能で、サブライセンス不可能なライセンスを利用者に許諾します。シールとは、利用者である団体が、ペリサインの顧客であることを明確にすることのみを目的として本規約の規定に従って使用するシールの単一コピーを指します。利用者のサービスの登録において提供されている登録情報が不正確であるか変更された場合、または、利用者の団体名もしくはドメイン名の登録に変更があった場合、利用者はペリサインに直ちに通知することが必要です。当該通知を受領した場合、ペリサインは、通知を受けたシールを失効させ、訂正したシールを発行することができます。ペリサインは、利用者がSymantec Trust Standardのいずれかの基準を満たしていない場合、かかる不備がペリサインの満足する内容に是正されるまでの間、その裁量において、いつでも利用者のシールの表示を停止することができます。	変更
14	2.2 日本ペリサインは、利用者のシールの認証情報を定期的に再認証する場合があります。この場合、日本ペリサインは利用者に対し追加的な情報の提供を要請することがあり、また、利用者は、本規約の条件の承認および受諾の再確認を求められる場合があります。	2.2 ペリサインは、利用者のシールの認証情報を定期的に再認証する場合があります。この場合、ペリサインは利用者に対し追加的な情報の提供を要請することがあり、また、利用者は、本規約の条件の承認および受諾の再確認を求められる場合があります。	変更
15	2.3 利用者は、(i)利用者自身以外の団体のために若しくはそれに代わってシールを使用してはならず、(ii)スプラッシュページがいつもシールを使用してはならず、(iii)ペリサイン以外のSSLサーバ証明書を使ったウェブサイトでシールを使用してはならず、(iv)シールの全部もしくは一部の複製、販売、レンタル、リース、移転、譲渡もしくはサブライセンスを行ってはならず、(v)シールを歪めたり、シールの色、大きさ、模様およびフォントを変更したり、ロゴの構成要素、著作権表示および商標表示を分離したり、スプラッシュページの変更もしくはアクセスの抑制を試みることを含め、シールの変更もしくは改変を行ってはならず、または、(vi)シールもしくはペリサインの権利を害することとなる如何なる措置もとってはならず、(vii)シールもしくはそれに関連するサービスについての日本ペリサインもしくはペリサインの権利を害することとなる如何なる措置もとってはならず、(viii)シールもしくはそれに関連するサービスについての日本ペリサインもしくはペリサインの権利を害することとなる如何なる措置もとってはならず、(ix)シールを歪めたり、シールの色、大きさ、模様およびフォントを変更したり、ロゴの構成要素、著作権表示および商標表示を分離したり、スプラッシュページの変更もしくはアクセスの抑制を試みることを含め、シールの変更もしくは改変を行ってはならず、または、(x)シールもしくはそれに関連するサービスについてのペリサインもしくはペリサインの権利を害することとなる如何なる措置もとってはならず、(xi)利用者が、シールが複製されているか、または、シールが知的財産権を侵害して使用されていると考える場合、利用者は、ただちに、ペリサインに報告することが必要です。上記のいずれかの制限に違反した場合、本規約についての重大な違反とみなされます。	2.3 ペリサインによる本サービスの提供に先立ち、利用者は、そのウェブサイトのドメインにおける正規の権限または権利を有していなければなりません。利用者は、(i)申請時に申し出た団体またはドメイン以外の団体もしくはドメインのために、あるいはそれらに代わって本サービスを利用してはならず、(ii)スプラッシュページがいつもシールを使用してはならず、(iii)ペリサインまたはその完全子会社が発行したSSL証明書で運用されているドメインでない限り、SSL証明書で認証されたいかなるドメインでもシールを使用してはならず、(iv)シールの全部もしくは一部の複製、販売、レンタル、リース、移転、譲渡もしくはサブライセンスを行ってはならず、(v)シールを歪めたり、シールの色、大きさ、模様およびフォントを変更したり、ロゴの構成要素、著作権表示および商標表示を分離したり、スプラッシュページの変更もしくはアクセスの抑制を試みることを含め、シールの変更もしくは改変を行ってはならず、または、(vi)シールもしくはそれに関連するサービスについてのペリサインもしくはペリサインの権利を害することとなる如何なる措置もとってはならず、(vii)利用者が、シールが複製されているか、または、シールが知的財産権を侵害して使用されていると考える場合、利用者は、ただちに、ペリサインに報告することが必要です。上記のいずれかの制限に違反した場合、本規約についての重大な違反とみなされます。	変更
16	2.4 利用者がシールのFlash版を使っており、利用者がシールを使用しているウェブページの表示回数が1日あたり10,000回を超える場合、日本ペリサインは、利用者に別途提供する説明書に従って、利用者のウェブサイト上のシールをホスティング(以下「ローカルホスティング」といいます)するよう利用者に要請する権利を留保します。ローカルホスティングを要請する場合、日本ペリサインは、30日以上前に通知します。	2.4 利用者がシールのFlash版を使っており、シールを使用しているウェブページの表示回数が1日あたり10,000回を超える場合、ペリサインは、利用者に別途提供する説明書に従って、利用者のウェブサイト上のシールをホスティング(以下「ローカルホスティング」といいます)するよう利用者に要請する権利を留保します。ローカルホスティングを要請する場合、ペリサインは、30日以上前に通知します。	変更
17	第3条 有効期間および終了 3.2 日本ペリサインは、(i)利用者が日本ペリサインのサービスの顧客でなくなった場合、(ii)利用者が登録時に提供した情報が有効でないことを日本ペリサインが発見した場合、(iii)利用者がペリサインの再販売業者が、本規約もしくはサービス規約に基づく利用者の義務を履行しない場合、(iv)利用者が上記第2.3条に定める制限のいずれかに違反した場合、(v)原契約が終了した場合、または、(vi)利用者が、シールを違法な目的で使用する場合、利用者のウェブサイトからペリサインのシールを削除する権利を有し、また、本規約は自動的に終了します。	第3条 有効期間および終了 3.2 ペリサインは、(i)利用者がペリサインのサービスの顧客でなくなった場合、(ii)利用者が登録時に提供した情報が有効でないことをペリサインが発見した場合、(iii)利用者がペリサインの再販売業者が、本規約もしくはサービス規約に基づく利用者の義務を履行しない場合、(iv)利用者が上記第2.3条に定める制限事項のいずれかに違反した場合、または、(v)利用者がシールを違法な目的で使用する場合、利用者のウェブサイトからシールを削除する権利を有し、また、本規約は自動的に終了します。	変更

18	<p>第4条 事実表明および保証 4.1 利用者は、日本ペリサインおよび利用者のシールに依拠するあらゆる者に対し、(i)日本ペリサインのサービスを受けるために利用者により提供されている全ての情報は、提出時において真実かつ正確であり、そのような情報(ドメイン名または電子メールアドレスを含む)は、第三者の知的財産権を侵害していないこと、および、(ii) 利用者は、本規約に従ってシールを使用することを表明し保証します。</p>	<p>第4条 事実表明および保証 4.1 利用者は、ペリサインに対し、(i)申請時に申し出たドメインに関連して本サービスを依頼する上で、また本規約を締結し、本規約で定められた義務を果たす上で必要な権能および権限を有していること、(ii)本サービスを受けるために利用者により提供されている全ての情報は、提出時において真実かつ正確であり、そのような情報(ドメイン名または電子メールアドレスを含みます)は、第三者の知的財産権を侵害していないこと、(iii)利用者は、本規約に従ってシールを使用すること、および(iv)本サービスに関していかなる権限外の表明または保証をも第三者に対して行わないことを表明し保証します。利用者のウェブサイトが第三者サービスプロバイダによって管理および/またはホスティングされている場合、利用者は、ペリサインが本サービスを実施するために必要な承諾および権限を、その第三者サービスプロバイダから得ていることを保証します。また、ペリサインと当該第三者サービスプロバイダの間において必要ないかなる連絡ならびに情報交換についても便宜を図ることに同意します。</p>	変更
19	<p>4.2 再販売業者は、第4.1条に加え、日本ペリサインおよびシールに依拠する者に対し、(i)再販売業者が自己の顧客の代理として本規約を締結すること、または本規約に当該顧客が拘束されることにつき当該顧客から了解を得ていること、(ii)再販売業者が本規約を遵守し、また当該顧客にも本規約を遵守させること、ならびに、(iii)再販売業者は、自己がホスティングするウェブサイトがシールを表示するライセンスを受けていない限り、自己がホスティングするウェブサイトにてシールを表示することを許可しないことを表明し保証します。</p>	<p>4.2 再販売業者は、第4.1条に加え、ペリサインおよびシールに依拠する者に対し、(i)再販売業者が自己の顧客の代理として本規約を締結すること、または本規約に当該顧客が拘束されることにつき当該顧客から了解を得ていること、(ii)再販売業者が本規約を遵守し、また当該顧客にも本規約を遵守させること、ならびに、(iii)再販売業者は、自己がホスティングするウェブサイトがシールを表示するライセンスを受けていない限り、自己がホスティングするウェブサイトにてシールを表示することを許可しないことを表明し保証します。</p>	変更
20	<p>第5条 料金および支払い条件 ペリサインのシールを使用する権利の対価として、利用者は、日本ペリサインに対し、日本ペリサインのウェブサイトに掲載される所定の料金(もしあれば)を、サービスを選択したときに、または、該当する場合、日本ペリサインからの請求書を受領したとき、支払います。振込手数料等、支払いに係る費用は利用者の負担とします。以下に明示的に定められていない限り、利用者は料金を遅滞なく支払うものとし、返金を求めることができません。本規約に従って課されたサービス料金に対して、政府によりまたは政府の権限に基づき課されるすべての税金、関税、料金その他の政府による徴収金(所得税、サービス税、利用税および付加価値税を含むが、日本ペリサインの所得に基づき課せられる税を除きます)は利用者の負担となり、当該サービス料金の一部ではなく、その料金から差し引かれたり、それにより相殺されたりするものではありません。日本ペリサインに対する支払はすべて、法律により要求される場合を除き、いかなる税金、関税、手数料、違約金などの控除または源泉徴収も行うことなくしに支払われるものとし、法律に従って控除または源泉徴収が要求される場合は、当該控除または源泉徴収に関連のある利用者の支払い額を増額し、控除または源泉徴収後に日本ペリサインが、当該控除または源泉徴収が無かったものとした場合の受取り額に相当する正味金額(これに対する税金等の負担を含まない)を受け取るものとします。本条は、再販売業者からシールを購入した利用者には適用されません。</p>	<p>第5条 料金および支払条件 シールを使用する権利の対価として、利用者は、サービスを選択した時点でペリサインのウェブサイトに掲載される所定の料金(もしあれば)を、または、該当する場合、利用者が受領したペリサインが発行した請求書の金額を、ペリサインに支払うものとします。以下に明示的に定められていない限り、利用者は料金を遅滞なく支払うものとし、返金を求めることができません。支払期限が来て支払義務の生じたあらゆる代償のうち、本規約で適用される何らかの催告期間を超えてもなお未払いとなっているものについては、月1.5%の利息または法で定められる最大の利率による利息のいずれか少ない方が延滞金として発生します。また、表示の料金は税を含みません。本規約に従って課されたサービス料金に対して、政府によりまたは政府の権限に基づき課されるすべての税金、関税、料金その他の政府による徴収金(所得税、サービス税、利用税および付加価値税を含むが、ペリサインの所得に基づき課せられる税を除きます)は利用者の負担となり、当該サービス料金の一部ではなく、その料金から差し引かれたり、それにより相殺されたりするものではありません。ペリサインに対する支払はすべて、法律により要求される場合を除き、いかなる税金、関税、手数料、違約金などの控除または源泉徴収も行うことなくしに支払われるものとし、法律に従って控除または源泉徴収が要求される場合は、利用者の控除または源泉徴収にかかわる支払い額を増額し、控除または源泉徴収後にペリサインが、当該控除または源泉徴収が無かったものとした場合の受取り額に相当する正味金額(これに対する税金等の負担を含みません)を受け取るものとします。本条は、再販売業者からシールを購入した利用者には適用されません。</p>	変更
21	n/a	<p>第6条 返金制度 利用者が何らかの理由により本サービスに全面的に満足できない場合、利用者はペリサインに対し、登録の日より30日以内に限り、本サービスの解除および返金を希望する旨の通知を行うことができます。30日経過後は、ペリサインが本規約における保証その他の重大な義務に違反した場合にのみ、利用者は返金を受ける権利があります。本条は、再販売業者からシールを購入した利用者には適用されません。</p>	変更
22	<p>第6条 財産権 利用者は、日本ペリサインおよびそのライセンサーが、日本ペリサインが提供するサービス(以下に列挙するものに対する改造、強化、派生物、組み合わせ、翻案、アップグレードおよびインターフェース等を含みます(以下これを総称して「ペリサインの成果物」といいます))に関連して開発され、組み込まれ、実施された機密情報、その他の価値ある情報、製品、サービスならびに発案、概念、技術、発明、プロセス、ソフトウェアおよび著作物に関するすべての知的財産権を有することを了解するものとします。利用者の既存のハードウェア、ソフトウェアまたはネットワークはペリサインの成果物に含まれません。本規約に別段の定めがない限り、本規約により、各当事者は、他の当事者の知的財産権に関する財産権またはライセンスを得ることはなく、引き続きそれぞれの知的財産権を独自に所有または保持するものとします。</p>	<p>第7条 財産権 利用者は、ペリサイン、シマンテックおよび両者への権利許諾者が、ペリサインが提供するサービス(以下に列挙するものに対する改造、強化、派生物、組み合わせ、翻案、アップグレードおよびインターフェース等を含みます(以下これを総称して「ペリサインの成果物」といいます))に関連して開発され、組み込まれ、実施された機密情報、その他の価値ある情報、製品、サービスならびに発案、概念、技術、発明、プロセス、ソフトウェアおよび著作物に関するすべての知的財産権を有することを了解するものとします。利用者の既存のハードウェア、ソフトウェアまたはネットワークはペリサインの成果物に含まれません。本規約に別段の定めがない限り、本規約により、各当事者は、他の当事者の知的財産権に関する財産権またはライセンスを得ることはなく、引き続きそれぞれの知的財産権を独自に所有または保持するものとします。</p>	変更
23	<p>第7条 本規約の変更 日本ペリサインは、いつでも、(i)本規約の規定を改定し、または(ii)本規約において定められているサービスの一部を変更することができます。上記の変更は、当該変更が日本ペリサインのウェブサイトに掲載されてから30日後、または利用者が電子メールによって通知された場合はその時点で、有効となります。利用者が当該変更にご同意しない場合、利用者はシールの使用および表示を直ちにやめることが必要です。かかる変更後もシールの使用および表示を続けた場合、利用者は、かかる変更を遵守しかつかかる変更の拘束を受けることに同意することになります。</p>	<p>第8条 本規約の変更 ペリサインは、随時、(i)本規約の条件を改定し、または(ii)本規約に基づき提供されるサービスの一部を変更することができます。上記の変更は、当該変更がペリサインのウェブサイトに掲載されてから30日後、または利用者が電子メールによって通知された場合はその時点で、有効となります。利用者が当該変更にご同意しない場合、利用者はペリサインにその旨を通知し、解約日から本サービス期間の終了日までの期間について、日割りに支払済み料金一部の返金を要求することで、本規約をいつでも終了させることができます。当該変更がなされた後、シールの使用および表示を続けた場合、利用者は、かかる変更を遵守しかつかかる変更の拘束を受けることに同意したことになります。</p>	変更
24	<p>第8条 プライバシーについて シールには、利用者が購入した日本ペリサインのサービスが表示されます。利用者は、日本ペリサインが、(i)日本ペリサインのサービスへの登録時に利用者から提供された特定の情報を利用者のシールとスプラッシュページに表示することができること、および、(ii)第三者のサービスプロバイダーまたは技術担当者との間の日本ペリサインの契約に従って、当該第三者のウェブサイトを利用者のシールを公表することができることに同意しこれを承諾します。利用者はそのウェブサイトにてシールを置くことにより、次の目的で、日本ペリサインが利用者のウェブサイトを訪れた人のIPアドレス(個人を特定する情報は含まれません)を取得、使用および開示する権利を有するものとし、利用者はこれについても了解するものとします。(a)シールの使用状況に関するレポートを作成するため(このレポートは顧客、潜在顧客および一般に提供することがあります)、(b)シールの実用性を改善するため、または新規サービスを創出するため、(c)裁判所、法律、政府機関の要求に従うため。個人を特定できるデータの処理については、日本ペリサインのプライバシーポリシー(日本ペリサインのホームページから閲覧できます)を参照してください。</p>	<p>第9条 プライバシーについて 利用者は、以下に従って利用者に関するデータおよび情報が利用されることに同意します。ペリサインは、利用者が申請時に提供したデータをペリサインのプライバシーポリシー(以下「プライバシーポリシー」といいます)に従って取り扱いはり処理します。なお、プライバシーポリシーは随時改定され、利用者が登録したサービスのウェブサイト上で閲覧することができます。シールには、利用者が購入したペリサインのサービスが表示されます。利用者は、ペリサインが、(i)ペリサインのサービスへの登録時に利用者から提供された特定の情報を利用者のシールとスプラッシュページに表示することができること、および、(ii)ペリサインとサービスプロバイダーまたは技術パートナーとの間の契約に従って、当該第三者のウェブサイトを利用者のシールを公表することができることに同意しこれを承諾します。利用者はそのウェブサイトにてシールを置くことにより、次の目的で、ペリサインが利用者のウェブサイトを訪れた人のIPアドレス(個人を特定する情報は含まれません)を取得、使用および開示する権利を有するものとし、利用者はこれについても了解するものとします。(a)シールの使用状況に関するレポートを作成するため(このレポートは顧客、潜在顧客および一般に提供することがあります)、(b)シールの実用性を改善するため、または新規サービスを創出するため、(c)裁判所、法律、政府機関の要求に従うため。個人を特定できるデータの処理については、プライバシーポリシー(ペリサインのホームページから閲覧できます)を参照してください。</p>	変更
25	<p>第9条 保証の否認 日本ペリサインは、明示であるか黙示であるか、または法定であるかを問わず、商品性、特定目的への適合性、顧客の要求の充足および第三者の権利を侵害していないことの黙示の保証を含む、履行または取引の過程で生じうる保証も行いません。</p>	<p>第10条 保証の否認 ペリサインは、サービスが中断しないこと、またはエラーのないものであることを保証しません。ペリサインは、明示であるか黙示であるか、または法定であるかを問わず、商品性、特定目的への適合性、顧客要求の充足および第三者の権利を侵害していないことの黙示の保証を含む、履行または取引の過程で生じるその他のいかなる保証も行いません。利用者のサービスにウェブサイトまたはネットワークのスクランが含まれる場合、ペリサインは、利用者のウェブサイトの全ページあるいはネットワークの全体がスクランされること、または、サービスによって利用者のウェブサイトの全ての不正ソフトあるいはネットワーク上の脆弱性が検出されることを保証しません。</p>	変更

26	<p>第10条 免責 利用者は、日本ペリサインならびにその取締役、株主、役員、代理人、従業員、承継者および譲受人を、(i)本規約に基づく利用者の保証、事実の表明および義務についての違反または(ii)利用者が提供した情報および内容に存する第三者の知的財産権の侵害に関連して発生する第三者からの請求、訴訟、手続き、判決、損害および費用(合理的な弁護士費用を含む)から免責し、補償します。日本ペリサインは、これらの申立があった場合、利用者に速やかに通知し、利用者は申立に対する防御(和解を含む)に関するすべての責任を負うものとします。ただし、(a)利用者は、訴訟または和解の進捗を日本ペリサインに知らせ、またこれに関し協議すること、(b)利用者は、日本ペリサインの書面による同意がない限り(この同意は正当な理由なしに拒否されるものではありません)、和解が犯罪行為、刑事訴訟その他の刑事手続きから生じもしくはその一部となるものである場合、和解が日本ペリサイン側の責任や不正行為(契約違反、不法行為またはその他の事由であるかにかかわらず)の認容を含む内容である場合、または和解が日本ペリサインによる特定履行や金銭以外による賠償を求める場合には、当該申立につき和解する権利がないこと、および、(c)日本ペリサインは、自己負担で自選の弁護士をもって、申立に対する防御に参加する権利を有することとします。</p>	<p>第11条 免責 利用者は、ペリサインおよびシマンテック、ならびにその取締役、株主、役員、代理人、従業員、承継者および譲受人を、(i)本規約に基づく利用者の保証、事実の表明および義務についての違反または(ii)利用者が提供した情報および内容に存する第三者の知的財産権の侵害に関連して発生する第三者からの請求、訴訟、手続き、判決、損害および費用(合理的な弁護士費用を含みます)から免責し、補償します。ペリサインは、これらの申立があった場合、利用者に速やかに通知し、利用者は申立に対する防御(和解を含みます)に関するすべての責任を負うものとします。ただし、(a)利用者は、訴訟または和解の進捗をペリサインに知らせ、またこれに関し協議することとし、(b)利用者は、ペリサインの書面による同意がない限り(この同意は正当な理由なしに拒否されるものではありません)、解決が刑事訴訟、訴訟、裁判の結果またはその一部となるものである場合、解決がペリサイン側の責任や不正行為(契約違反、不法行為またはその他の事由であるかにかかわらず)の認容を含む内容である場合、または解決がペリサインによる特定履行や金銭以外による賠償を求める場合には、申立につき解決する権利はなく、および、(c)ペリサインは、自己負担で自選の弁護士をもって、申立に対する防御に参加する権利を有することとします。</p>	変更
27	<p>第11条 責任の制限 11.2 本規約に関し請求、訴訟、仲裁その他の法的手続きが行われた場合、日本ペリサインは、適用法によって許容される限度において、(i)逸失利益、もしくは取引、契約、売上げもしくは見込まれた節約額の逸失、または(ii)間接損害もしくは結果的損害につき、責任を負わないものとします。</p>	<p>第12条 責任の制限 12.2 本規約に関し請求、訴訟、仲裁その他の法的手続きが行われた場合、ペリサインは、適用法によって許容される限度において、(i)逸失利益、もしくは取引、契約、売上げもしくは見込まれた節約額の逸失、または(ii)間接損害もしくは結果的損害につき、責任を負わないものとします。</p>	変更
28	<p>11.3 本規約に基づく責任について、日本ペリサインが利用者および第三者に対して負担することのある損害賠償額の総額は、合計で5,000米ドルまたはそれに相当する円建ての金額を上限とします。</p>	<p>12.3 本規約に基づく責任について、ペリサインが利用者および第三者に対して負担することのある損害賠償額の総額は、合計で5,000米ドルまたはそれに相当する円建ての金額を上限とします。</p>	変更
29	<p>11.4 上記にかかわらず、日本ペリサインの過失に起因する人の傷害もしくは死亡の場合、または、適用法(該当する法域の強行法規を含みます)によって除外することができないその他の責任の場合、日本ペリサインの責任は、本第11条に基づく制限の対象とはなりません。また、管轄地の法令により責任の制限が認められない場合は、本条の制限の一部が利用者に適用されない場合があります。</p>	<p>12.4 上記にかかわらず、ペリサインの過失に起因する人の傷害もしくは死亡の場合、または、適用法(該当する法域の強行法規を含みます)によって除外することができないその他の責任の場合、ペリサインの責任は、本条に基づく制限の対象とはなりません。また、管轄地の法令により責任の制限が認められない場合は、本条の制限の一部が利用者に適用されない場合があります。</p>	変更
30	<p>第15条 紛争解決 本規約のいずれかの事項にかかわる紛争を解決する場合、法的措置を講じる前に、利用者は、法により許容される範囲内で、日本ペリサインその他の紛争にかかわる当事者に通知して、当事者間で紛争の解決を求めなければなりません。紛争が最初の通知から60日以内に解決できなかった場合、当該紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第16条 紛争解決 本規約のいずれかの事項にかかわる紛争を解決する場合、提訴、または行政請求を開始する前に、利用者は、ペリサインその他の紛争にかかわる当事者に通知して、業務上の解決を求めなければなりません。利用者とペリサインは、業務上の協議により、紛争の解決に誠実な努力を払うものとします。紛争が最初の通知から60日以内に解決できなかった場合、当該紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	変更
31	<p>第16条 譲渡禁止 本規約に別段の定めがない限り、利用者は、本規約に基づく権利を譲渡または移転してはならず、また、譲渡または移転の試みは無効です。利用者の債権者が、差押え等の手段による可否を問わず、本規約に基づく利用者の権利を取得しようとした場合、日本ペリサインは、任意に本規約を解除することができます。</p>	<p>第17条 譲渡禁止 利用者は、契約や法律の執行によるものかどうかに関わらず、または書面によるペリサインの事前の同意なしに、本規約により許諾された権利を、全部または一部を問わず譲渡することはできません。そのような同意は、不当に拒否または遅らせることはできません。</p>	変更
32	<p>第18条 完全なる合意 本規約および適用されるサービス規約は、日本ペリサインと利用者との間で意図された取引にかかわる完全なる了解および合意を構成し、口頭・書面を問わず、本規約の主要な事項に関し日本ペリサインと利用者との間でなされた過去および現在のすべての表明、了解、合意または連絡事項に優先します。注文書における契約条件で、本規約と矛盾するものは無効とされます。</p>	<p>第19条 完全なる合意 本規約および適用されるサービス規約は、ペリサインと利用者との間で意図された取引にかかわる完全なる了解および合意を構成し、口頭・書面を問わず、本規約の主要な事項に関しペリサインと利用者との間でなされた過去および現在のすべての表明、了解、合意または連絡事項に優先します。注文書における契約条件で、本規約と矛盾するものは無効とされます。</p>	変更
33	<p>第19条 法令、輸出規制の遵守 各当事者は、本規約に基づく履行に関して適用されるあらゆる法令を遵守するものとします。上記の一般性を制限することなしに、各当事者は、あらゆる輸出要件(以下「輸出規制」といいます)を遵守することに同意します。利用者が日本ペリサインから提供されたソフトウェア、ハードウェアまたは技術データ(またはその一部)(以下「ペリサイン・テクノロジー」といいます)の最終的な輸出先を日本ペリサインに開示した場合でも、また、本規約において矛盾する条項がある場合であっても、利用者は、次の行為を行うことは禁じられています。アメリカ合衆国および日本国、または輸出規制を課すその他の国の政府から必要な許可を事前に取得することなしに、輸出規制によって制限されているか禁止されている輸出先に、ペリサイン・テクノロジーを、直接的であるか間接的であるかを問わず、変更、輸出または再輸出すること。ペリサイン・テクノロジーを、アメリカ合衆国財務省外国資産管理局の「特定国籍および禁輸対象者」リスト、アメリカ合衆国商務省の「禁輸対象者」リスト、アメリカ合衆国商務省「産業安全保障局団体リスト」またはその他の適用されるリストに記載されている者に提供すること。輸出規制により禁じられている核、ミサイル、または化学・生物学兵器を最終用途として、ペリサイン・テクノロジーを、直接的であるか間接的であるかを問わず、輸出または再輸出すること。利用者が本条を遵守しなかった場合、日本ペリサインは事前の通知なしに、利用者への責任を負うことなく、本規約で定める義務の履行を停止する権利を有するものとします。</p>	<p>第20条 法令、輸出規制の遵守 いずれの当事者も、本規約に基づき行われるそれぞれの行為に関連して適用されるアメリカ合衆国の連邦、州、地域の法令および規制のすべてを遵守するものとします。上記の定め的一般性に限定されることなく、いずれの当事者も、輸出に関するすべての要件(以下「輸出規制」といいます)並びに日本国の法律を遵守することに同意するものとします。ペリサインから提供されたソフトウェア、ハードウェアまたは技術データ(またはその一部)(以下「ペリサインの技術」といいます)の最終仕向地を、利用者がペリサインに開示していたかどうかにかかわらず、また本規約の相反する規定にかかわらず、利用者は、次の行為を行うことは禁じられています。(i)アメリカ合衆国、または輸出規制を課すその他の国の政府から必要な許可を事前に取得することなしに、ペリサインの技術を、直接的であるか間接的であるかを問わず、輸出規制によって制限されているか禁止された仕向地に、変更、輸出または再輸出すること。(ii)ペリサインの技術を、アメリカ合衆国財務省外国資産管理局の「特別指定国民および封鎖者リスト」、アメリカ合衆国商務省の「禁輸対象者リスト」リスト、アメリカ合衆国商務省「産業安全保障局(BIS)業者リスト」またはその他の適用されるリストに記載されている者に提供すること。(iii)輸出規制により禁じられている核、ミサイル、または化学・生物学兵器に使用する目的で、ペリサインの技術を、直接または間接であるかを問わず、輸出または再輸出すること。利用者が本条を遵守しなかった場合、ペリサインは利用者への事前の通知なしに、かつ利用者への責任を負うことなく、本規約で定める自己の義務のいずれの履行も停止する権利を有するものとします。</p>	変更